

## 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和 55 年条約第 14 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年農林省訓令第 9 号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通知）、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり

### 2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林野政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 入札及び開札

（1）競争参加者は、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該公告内容等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後公告内容等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）競争参加者は、電子調達システムを用いて入札書及び、添付が必要な場合には入札内訳書等（以下「入札書等」という。）を提出することができる。また、電子調達シ

システムによる入札によりがたい者は、国有林野事業が定めた入札書等を直接に又は郵便（公告等において郵便入札を認めた場合とし、書留郵便又は配達証明郵便に限る。）により提出することができる。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。  
また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書等の提出場所及び提出期間は、入札公告等のとおり。
- (5) 代理人をして入札に参加する場合は、委任状を作成し、入札前に提出すること。ただし、電子調達システムにより代理人をして参加する場合は、同システムの委任機能による委任状を作成することをもって契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）へ委任状を提出したものとみなすことができるものとする。なお、紙入札方式により参加する場合において、代理人が入札する場合は、入札書等に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名の記名又は署名（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (6) 紙入札方式により参加する場合において、入札書等は入札物件毎に別葉とし、直接に提出する場合は物件ごとに封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書等を物件毎に中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正することができない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札公告等に定める提出期限までに提出しなければならない。
- (10) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 競争参加者は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (12) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (14) 入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書等は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。

- (16) 開札は、競争参加者又は代理人の立会いのもと、電子調達システムにより行う。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会官」という。）を立ち会わせて開札を行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人、並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前項の立会官以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に全省庁統一資格の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (21) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (23) 競争参加者又はその代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (24) 競争参加者又はその代理人は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (25) 競争参加者又はその代理人は、落札決定前に他の競争参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (26) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることがある。この場合において、再度の入札を希望する入札者で、紙入札方式により参加する者は入札書を持参し、電子調達システムにより参加する者は電子調達システムを開いて待機すること。
- (27) 再度の入札に参加できる者は当初の入札に参加した者とし、再度の入札において、第 1 回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。第 3 回目に行う入札についても上記を準用して行う。なお、入札執行回数は原則 2 回とし、最高でも 3 回を限度とする。
- (28) 競争参加者又はその代理人は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### 4 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する者は、その旨を、入札執行前にあつては、以下により申し出る。
- ア 電子調達システムにより参加する予定であった場合

電子調達システムで定める手続きに従い、入札辞退届を同システムで作成し、提出する。

イ 紙入札方式により参加する予定であった場合

入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（２）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した書面を入札担当職員に直接提出して行う。

（３）入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

## ５ 入札の無効

（１）入札書等で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

ア 競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書等

イ 入札金額、競争入札に付される事項の表示又は名称、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない入札書等

ウ 委任状を提出していない代理人のした入札書等

エ 競争入札に付される事項の表示又は名称に重大な誤りのある入札書等

オ 入札物件番号を付した場合にあつては、入札物件番号を確認できない入札書等

カ 入札金額の記載が不明確な入札書等

キ 記載事項を訂正した入札書等

ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書等

ケ 入札公告等において示した受領最終日時までに指定された場所へ到達しなかった入札書等

コ 入札保証金（その納付に代え予決令第 78 条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。

サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又は保険金額に不足があるとき。

シ コの入札保証金又はサの入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

ス 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

セ 入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違しているもの。

ソ その他入札に関する条件に違反した入札書等

（２）開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。

## ６ 落札者の決定

（１）総合評価落札方式をもって落札者を決定する場合、有効な入札書を提出した者であ

って、予決令 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で仕様書等に示す最低限の要求事項を満たしている入札者の中から、契約担当官等が定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

- (2) 最低価格落札方式をもって落札者を決定する場合、有効な入札書を提出した者であって、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 前項の同価の入札をした者のうち、当該者が当該入札に立ち会うことができない場合又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、これらの者の中に電子調達システムにより入札したものがいる場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定するものとする。

- (5) 予定価格が 1 千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度により以下の対応を行う。

ア 予定価格が 1 千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。

イ 前項の当該内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当該発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札であっても落札者とならない場合がある。

ウ アにより、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

エ アの場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

- (6) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

## 7 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（定めのない場合は、平日で 7 日を目安とする。）なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書の案に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) この契約によって生じる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第3者に受領の委任をすることができない。

## 8 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

## 9 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 10 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項等を示す場所と同じとする。
- (4) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (5) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合で、その旨を記載した書類を提出し、発注者の承諾を得た場合は紙入札方式に変更することができるものとする。
- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) 不明な点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。